

令和6年第3回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年4月30日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
- 第 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 4 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）
- 第 5 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度小清水町一般会計補正予算（第9号））
- 第 6 議案第28号 防災拠点型複合庁舎3期外構工事に係る契約の締結について
- 第 7 議案第29号 認定こども園外構工事に係る契約の締結について

○出席議員（10名）

1番 槻間善高君
3番 高谷貴子君
5番 瓜田新一君
7番 工藤孝一君
9番 更科浩司君

2番 木戸寛治君
4番 氣田敏和君
6番 鬼塚茂君
8番 和田彩君
10番 坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長
小清水町教育長
小清水町代表監査委員

久保弘志君
加藤友幸君
重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長
総務課長
町民生活課長
企画財政課長
保健福祉課長
建設課長
監査委員事務局長

鈴木祐之君
細川正彦君
荒木和正君
畔木雅之君
組野麻記君
西川豊人君
斉藤高広君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長
書記

斉藤高広君
三好侘奈君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和6年第3回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

3番 高谷貴子議員 8番 和田彩議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

工藤孝一議会運営委員長。7番。

○議会運営委員長（工藤孝一君）7番。会期の決定について報告いたします。

第3回町議会臨時会開催に当たり、本日9時より議会運営委員会を開催いたしました。

審議日程について、承認3件、議案2件でございます。

したがって、会期は本日1日といたしたいと思っております。

以上、報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を斉藤事務局長から報告させます。

○事務局長（斉藤高広君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきまして、報告書を配付しております。

本日の議案に関する説明資料につきまして、事前配付に関わるもの以外に入札及び契約状況表を配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）臨時町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

寒気の入りと冷たい風によって、春を感じさせない寒い日が続いておりましたが、ここに来て晴れの日も気温も高く、桜の開花も始まったところでございます。このゴールデンウィークには多くの方が道東の遅い春を楽しもうと訪れます。リニューアルした「道の駅はなやか小清水」を中心に、たくさんの方にお寄りいただき、小清水町の魅力を感じていただきたいと思いますところでございます。

そうした本日、令和6年第3回臨時町議会を招集させていただきましたところ、全員の御応招を賜り、ここに開会できますこと厚く御礼申し上げます。

本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、承認案件では令和6年度税制改正、その他法律等の改正に関係した町税条例の一部改正など2件の条例改正と、国の物価高騰対策を受け進めております給付金事業について、その執行予算の一部を繰越明許費に追加する令和5年度一般会計補正予算を

専決処分しましたので、御承認をお願いするものでございます。

議案では、防災拠点型複合庁舎及び認定こども園の両外構工事に係る契約の締結2件でございます。

各案件につきまして、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいようお願いを申し上げまして、臨時町議会開会に当たっての挨拶といたします。

◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）ただいま上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）について御説明申し上げます。

議案書3ページ、併せまして資料、町税条例改正の概要及び新旧対照表を御覧願います。

本専決処分ですが、町税条例改正の概要、1、改正の趣旨のとおり、令和6年度税制改正における地方税法等の一部を改正する法律及び政令が本年3月30日に公布され、4月1日に施行されたこと、併せまして令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るための地方税法等の一部を改正する法律及び政令が本年2月21日に公布されたことに伴いまして、町税条例の関係規定について改正を行ったものでございます。

次に、2、主な改正内容といたしましては、町民税関係では、令和6年能登半島地震で受けた損失に対する町民税の軽減雑損控除の創設に伴う規定の追加を、税制改正関係では、定額減税に際し個人の町民税の特別税額控除として、令和6年度分の町民税所得割額から納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する規定を追加するものでございます。

次に、固定資産税関係では、1点目に条例で税の軽減割合を規定するわがまち特例の対象について、法改正によりまして対象となる固定資産が見直されたことによる整備、2点目は住宅に係る課税標準の特例措置などの適用期限の延長、3点目は土地の固定資産税の負担調整措置の適用期限の延長となっております。

それでは、改正条文でございますが、資料の新旧対照表により説明させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の右の欄に記載しておりますが、法律等の改正に伴う文言や条項の整理については説明を省略させていただきます。

初めに、町民税関係の改正ですが、1ページ上段、第24条では、町民税の非課税の範囲につきまして、参酌基準で規定していましたが、近隣自治体との動向も踏まえ、森林環境税の範囲と同一とするための改正でございます。

2ページ、第34条の7第1項第1号リでは、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の整備に伴う改正。第51条第2項、3から4ページ第71条第2項及び139条の3第2項では、町民税、固定資産税などにおいてそれぞれ減免要件に合致した確認が取れるなど、減免が必要と判断した場合、職権による減免を可能とできる規定を追加する改正でございます。

次に、附則の改正でございますが、4ページの第4条の2については、地方税法に規定する条例に定める事柄でないと判断されたため削除、5ページから6ページの第5条の2は能登半島地震災害の雑損控除の特例の規定を追加する改正であり、地震で受けた損失を申告することにより、町民税の軽減（雑損控除）を受けることを可能とする規定を整備するものでございます。この特例によりまして、原則令和7年度の雑損控除の対象となりますが、申告者の申出により令和6年度の雑損控除とすることも可能となっております。

6ページ下段の第7条の5では、定額減税に際し、令和6年度分の個人住民税に限り町民税所得割額から納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の特別控除を実施する規定を整備するものです。ただし、特別控除は令和6年度の町民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者に限られます。

7ページ第7条の6から14ページ第7条の8までは、この定額減税に伴う普通徴収の納税通知書の取扱い、公的年金等に係る減税の実施方法、令和7年度における減税の方法など、規定を追加するものであります。

次に、14ページ下段第8条でございますが、今回、改正いたします附則第7条の5及び附則第7条の8の令和6年度分、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除を肉用牛の売却事業所得に係る課税の特例に適用する読替規定を追加する改定でございます。

次に、固定資産税関係の改定といたしまして、15ページ第10条の2になります。固定資産税のわがまち特例について規定しておりますが、その見直しに伴い、第14項に再生可能エネルギー発電設備のうち、新たにバイオマス発電設備に係る課税標準の特例割合を4分と3とする規定を追加し、改正前第21項の特定事業所内保育施設の特例を廃止、次のページの第22項として、緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置する町民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例割合を2分の1とする規定を追加、第24項として滞在快適性など向上施設に係る課税標準の特例割合を3分の2とする規定を追加するものでございます。

第10条の3第3項は認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を追加し、この法改正により生じる法規則の条項ずれを17ページ第8項から18ページ第13項まで改正するものです。

18ページ中段からは固定資産税の負担調整措置が令和8年度まで延長されたことに伴う改正で、第11条は見出しの改正、第11条の2は土地の価格の特例について、19ページ第12条から22ページ第15条までは宅地等及び農地に対して課する特例と特別土地保有税課税の特例について、令和6年度から令和8年度まで引き続き延長措置を講ずるとする改正でございます。

次に、22ページ下段第16条の3から26ページ第20条の3第5項までは、上場株式配当所得や譲渡所得などに、今回改正いたします附則第7条の5及び附則第7条の8の令和6年度分、令和7年度分の個人の住民税の特別税額控除の状況を読替規定として追加する改正でございます。

最後に、改正附則でございますが、施行期日を法の施行日である令和6年4月1日と定めるものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第1号、採決します。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について（小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

説明を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）ただいま上程されました承認第2号、専決した事件の承認について（小清

水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例(制定)について説明申し上げます。

本議案書17ページ及び新旧対照表を御覧願います。

本専決処分につきましては、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令等の一部を改正する省令が本年3月30日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、過疎省令の定めによる固定資産税の減収補填措置が適用される課税免除対象者である特別償却設備設置者となるための所得等の期限が延長されたことから省令に準じる、小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部の改正を行ったものでございます。

お配りしております新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしましては、附則に定めている条例の失効期限の令和6年3月31日を省令改正により延長された期限の令和9年3月31日に改正し、3月31日の失効を前に公布する必要があることから専決処分したものでございます。

なお、改正条例の施行期日は4月1日の施行となっております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

承認第2号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

◎承認第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について(令和5年度小清水町一般会計補正予算(第9号))を議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長(畔木雅之君) ただいま上程されました承認第3号、専決処分した事件の承認について(令和5年度小清水町一般会計補正予算(第9号))を御説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。主要施策調と併せて御覧ください。

専決処分の内容ですが、本年1月臨時議会において議決をいただきました国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として取り組む、住民税非課税世帯こども加算特別給付金給付事業と、住民税均等割課税世帯こども加算特別給付金給付事業につきまして、交付の対象となる子供の要件のうち、別居看護をされている子供に係る申請期間が4月30日、新生児につきましては5月末までの出生で6月17日までとしていることから、今後も申請が見込まれるため、相当額を翌年度に繰り越して事業執行を行うこととし、21ページ、第1表を御覧ください。繰越明許費補正の追加として両事業を令和6年度に繰り越して事業を実施する事務費と給付金を合わせ、住民税非課税世帯こども加算特別給付金給付事業で75万7千円と、住民税均等割課税世帯こども加算特別給付金給付事業で40万4千円をそれぞれ追加計上するものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、

御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第3号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第3号、原案のとおり承認されました。

◎議案第28号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第28号、防災拠点型複合庁舎3期外構工事に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました議案第28号、防災拠点型複合庁舎3期外構工事に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案書22ページと資料の入札及び契約状況表を御覧願います。

本件の入札につきましては、令和6年4月19日地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が1億8,450万円、消費税込み金額2億295万円をもって落札いたしました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第28号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第29号、認定こども園外構工事に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました議案第29号、認定こども園外構工事に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案書23ページと資料の入札及び契約状況表を御覧願います。

本件の入札につきましては、令和6年4月19日地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、資料のほうに記載のとおり株式会社北興が1億9,250万円、消費税込み金額2億1,175万円をもって落札いたしました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第29号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君） 以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第3回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

（午前9時54分）